

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
27年－20 (27.7.31)	選挙管理	<p>県議会議員選挙における掲示場用ポスター作成経費の適正執行について</p> <p>▶陳情理由 選挙のポスター掲示場用ポスターの印刷経費や選挙カーの借上げ、運転手雇用及びガソリン代等への公費負担制度は、被選挙権の保障を目的として、平成6年ごろに国・県・県内4市で制度化されたと承知しているが、当初の目的と乖離した現状を見て、該当の候補者・印刷業者等関係者の公費支出に対する認識・良識に大きな疑問を感じた。</p> <p>平成26年11月に行われた鳥取市議会議員選挙の掲示場用ポスター印刷に対する公費負担限度は、単価が766円、枚数はポスター掲示場数と同じ592枚であったが、その半年後の今回の県議会議員選挙鳥取市選挙区の場合、印刷限度枚数は掲示場数の2倍の1,182枚であるのに、単価は減額ではなく、市議会議員選挙の役1.23倍の946円。こういう県民が理解しがたい金額が算出される現在の規定、国に準じたものかと思うが、地方創生の時代にふさわしい、県民の理解を得られる金額が算出されるものに見直すことが必要だと思う。</p> <p>4月の県議会議員選挙鳥取市選挙区では単価・印刷枚数ともに上限一杯を使って印刷したとする候補者が8名いるなど、ほとんどの選挙区での信じがたい実態には驚愕である。</p> <p>印刷限度数が172枚と最小の境港市選挙区をはじめ各選挙区の状況を見てみると、多くの県民の皆様が「どの選挙区でも20万円以内での印刷が可能、いくらかかっても30万円もあれば十分では」との印象を持たれるのではないと思う。</p> <p>各候補者と印刷業者の随意契約の中での単価、印刷枚数であることから、違法ではないものの、通常想定される金額を大幅に上回る単価と、単純に掲示場数の2倍など必要以上と思われる印刷枚数で算出される県費が印刷業者に支払われる現状、</p>	丸 登 美 夫 (鳥取市)

厳しい批難も懸念される状況が今後も継続することは容認し難く、印刷業者間の競争が確保されるなど、県民の理解が得られる県費支出となるような制度への改正が必要と考える。

なお該当の候補者には、猛省や政治倫理条例に基づく説明ではなく、不当利得部分の県への自主返還を印刷業者に要請されることを期待する。

▶陳情の要旨

県費支出が行われる鳥取県議会議員選挙における掲示場用ポスター作成経費を県民の理解が得られる適正な金額とするため、印刷契約の締結等に当たっては相見積を徴すること及びその結果を鳥取県選挙管理委員会に報告することを各候補者に義務付けるとともに、鳥取県選挙管理委員会はその内容を公表するなど、県費支出対象となる印刷が適正な単価・枚数で行われるよう制度改正されること、また現状の一因と思われる鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例第 12 条の規定を改正されるようお願いする。